

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成30年度版)に対する 市民意見及び市の考え方

平成30年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」について、30年6月29日(金)から7月17日(火)の19日間にわたり、市民の皆様の御意見を募集いたしました。その結果、6名の方より102件の御意見をいただきました。ここでは、いただいた御意見とそれに対する市の考え方をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成30年度版)に対する市民意見及び市の考え方**

- 募集期間 平成30年6月29日(金)～平成30年7月17日(火)
- 意見提出者数 6人
- 意見の件数 102件

	項 目	件 数
●内容別の意見件数	①進捗状況報告書全般について	1
	②目標及び重点施策	73
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	44
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	10
	テーマ3 資源循環型社会の構築	3
	テーマ4 低炭素社会の構築	5
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	11
	③その他(報告書の表現方法に関する意見など)	28
	合計	102

①進捗状況報告書全般について		
No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>総括表のデータを見ると、評価施策数29件のうち、評価Aが1件、Bが15件、Cが13件となっており、前年度より評価が上がった施策が5件(施策2、8、9、16/17、19/20)、評価が下がった施策3件(施策3/4、13、25)となっており、施策への取り組みが少し進んでいると思われま。</p> <p>テーマ1、2の自然環境分野では前年度にあったE評価がなく、条例の制定や保全管理計画の策定などの施策に進展がみられました。しかし、残念なことに、特別緑地保全地区やコア地域などにおいて、樹木の無断伐採や植樹などの行為がみられました。このようなことが二度と起こらないように法令や市の計画に示された禁止事項などがしっかり守られるよう注意・指導の徹底をお願いします。</p> <p>今年度は茅ヶ崎市みどりの保全に関する条例および関連要綱や平太夫新田の市占用地の保全管理計画が策定されましたが、折角策定された条例や保全管理計画などが無駄にならないように、既存の保全管理計画に加えて、今回策定された条例や保全管理計画が的確に運用・実施されることを強く要望します。</p> <p>またテーマ3、4の生活環境分野では地産地消のA案件がB案件となったものの、全般的に施策はほぼ着実に進んでいるものと思われま。</p> <p>テーマ5の共通施策については、庁内での職員のEMSを通しての環境情報の共有と意識啓発、環境に関する職員研修、また、市民・事業者の環境意識向上や人材育成のための取り組み、学校での環境教育の導入などが、各担当課でいろいろな形で進められているように思われまますが、環境教育に関する情報を効果的に共有するためのツールである環境学習Newsや環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」が市民や学校教員にしっかりと伝わってその役割を十分に果たしているかを検証してみる必要があるように思いま。</p> <p>市からの情報発信ツールである広報誌やHP(とくにHP等で発信される情報の検索の方法など)についても、どうすればよ的確により多くの人にタイムリーに情報が伝えられるか工夫が必要と思われま。</p> <p>次年度以降も、テーマ1、2の自然環境分野やテーマ3、4の生活環境分野、テーマ5の共通に掲げた諸施策が着実に実行されることによって、茅ヶ崎市の環境がさらに改善されて持続されていくことを期待しま。</p>	<p>平成29年度の取り組みについては、緑のまちづくり基金の活用についての検討が進んだこと(重点施策2)、長谷において土地所有者との協議が継続的に行われたこと(重点施策8)、行谷において保全すべき区域のあり方の検討が進んだこと(重点施策9)、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が施行されたこと(重点施策16、17)、みどりの基本計画改定作業のなかで生物多様性地域戦略に関する検討が進められたこと(重点施策19、20)を評価し、一部評価を下げた取り組みがあるものの、総体として重点施策の進捗は図れているものと考えま。</p> <p>特別緑地保全地区や自然環境上重要な地域で遵守すべき事項や森林法に基づく届出などの自然環境の保全に関する事項については、引き続き広報紙や市ホームページなどでの周知に努めてまいりま。また、29年4月に改正した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけたみどりの保全地区に指定された区域では、樹木を伐採する際には届出が必要になります。なお、止むを得ず森林が伐採される際には、状況に応じて有志市民や土地所有者の協力を得て、自然環境の調査や植物の移植等の対応を検討するようにしていま。併せて、市民団体などの協働による各コア地域の保全管理計画に基づく保全管理を推進していま。</p> <p>学校における環境学習の支援については、その有効性の検証について、今後検討していま。市ホームページでの情報発信については、引き続き、必要な情報にアクセスしやすく分かりやすいページづくりに努めま。</p>

②目標及び重点施策

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
2	12	目標1	<p>モニタリング調査 清水谷 42種→63種(プラス21) 作業班の記録がそのままカウントに使われたことにより、ほかの地域の調査結果と精度の違いが出てしまいました。毎週火曜日数時間滞在して作業をして見つけたものと、調査チームが各調査場所を割り振って確認するのでは大きな差が出ます。昆虫類の指標種がなかなか見つからなかったため、昆虫類班のリーダーである私から「作業で見つかったものも教えてほしい」とお願いしましたが、提出されたものを私たち調査チームに諮らずそのまま全部カウントされてしまったのは取りまとめ時のミスで、残念です。本来ならば、調査チームでほかの場所との公平性を加味してカウントする数を決めるべきでした。例えば、同じ時期、同じ場所で見つけた記録は同一個体である可能性が高く、全部違う個体のごとくカウントしないなどの工夫が必要でした。清水谷は実態よりも高評価となっていました、「結果」は独り歩きしてしまうので、問題があります。</p>	<p>評価調査によるチームごとの調査以外の個別調査などについては、調査精度への影響が見られることは評価調査業務の中でも課題となっています。次回調査着手時に取扱いを検討します。</p>
3	12	目標2	<p>保管理計画作成 H29年協定をむすぶ この計画進捗は？ かつて湿地が盛り土され畑になった場所を、特別緑地保全地区になったのを契機に掘り下げて湿地に戻す管理計画でしたが、反対意見もあると聞いています。そのために湿地復元が実現できていないのなら、特別緑地保全地区としては問題です。 埋土種子から湿地性植物が発芽するのも期限があります。現状その畑に会で樹木を植えている箇所がありました、計画に意見を出した私としては、本来あるべき姿＝湿地に戻す計画を早く行ってほしく思います。 清水谷は小さな面積の谷戸です。戻せる場所ではできるだけ早く湿地に戻さないと、生物多様性の維持は困難です。</p>	<p>清水谷特別緑地保全地区における湿地については復元することが望ましいと認識しています。しかし、地区において様々な課題があることから、他の保全作業との優先度を比較しながら事業を推進しているものです。</p>
4	12	目標2	<p>■目標2の進捗状況 長谷・行谷達成状況の概要等評価調査を「基礎資料とするために」と書くのはおかしい。他の地域も同調査を行っている。長谷は、今後地権者の開発状況の進捗に合わせ、今後の管理体制などについても協議が必要でしょう。また、行谷は、保全すべき場所の確定と現状での保全のための施策を推進する必要があるのではないか。特に遊水地にすることに関しては、茅ヶ崎市が差し出したものであるため、しっかりした提案をまとめる必要がある。</p>	<p>長谷については、土地利用の状況に合わせ、希少性が高い植物の移植などに関する協議を土地所有者と行いました。今後、移植先の状況を踏まえた管理について検討を行います。 行谷については、自然環境評価調査と併せて保全すべきエリアの素案の検討を行いました。公共事業等の進捗状況を踏まえながら、適用する保全制度や範囲を検討してまいります。併せて、洪水調整施設事業者である神奈川県と市関係部局が、十分に協議できる場がつかれるよう調整に努めてまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
5	16	重点1	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②保全活動の実施及び支援</p> <p>自然環境保全ボランティア登録制度の構築開始したというけれど、制度が市民や市民団体に説明されていない。特に受け入れる市民団体への十分な説明・検討後に制度を決定すべきではないか。</p>	<p>各団体の皆様には、御理解と御協力を頂いた上で、本制度を活用していただけるよう、説明させていただきたいと考えており、個別に調整を行っております。また、頂いた御意見を基に、制度の運用方法等については、再検討を進めていきたいと考えております。併せて、ボランティアとなる市民の皆様へ広報紙や市のHPを通じて、引き続き周知してまいります。</p>
6			<p>自然環境ボランティアを受け入れる、いわゆる活動の担い手を求める団体に、この「自然環境保全環境ボランティア登録制度」の説明がない。泥縄式になりかねない。団体への説明は不可欠。</p>	
7			<p>「②保全活動の実施及び支援」の第6項の自然環境保全ボランティア登録制度は、ボランティア活動要員が不足している現状を打破するという点でよいアイデアだと思います。アイデア倒れにならないよう施策の実効性を上げるためには、市民活動団体とも協議しながら、市民への情報提供方法や制度内容の十分な検討が必要と思われま。</p>	
8	16	重点1	<p>景観みどりに係る市民団体の一覧をHPに掲載しただけでは支援につながらない。かつて「環境市民会議ちがさきエコワーク」があり、ネットワークでつながるように市民も行政も努力し、情報交換を盛んに行っていた。</p> <p>エコワークを解散させた今、一覧掲載だけでなく、さらに進化した施策を行うべきと思う。</p>	<p>環境の保全・創造を進めるには市民団体を含めた多様な主体との連携が必要であると考えています。市民団体等の取組みに関する情報発信については、「景観・みどりに係る市民団体一覧・市民団体マップ」のほか、市民団体主催の観察会やイベント等の情報を収集し、広報紙、市ホームページ、みどりの情報誌「ちがさき」に掲載しています。</p> <p>今後は、情報収集・発信に留まらず、団体主催の学習会への支援等、新たな取り組みを実施していく予定です。</p>
9	18~19	重点2	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②継続的な財源確保に向けた取り組みに記載があるものは、全て他人頼みで安定性がない。</p> <p>活動現場からの観点としては、不安定・不定期的な財源を頼みにするのではなく、第一に市の予算を施策が推進されるように計画的に充てるのが当たり前ではないかと考える。</p> <p>この計画を実施するためにこの10年でどのくらいの予算が必要かは、事前に計算して財源を創出する責務が行政側にはあると考える。</p>	<p>安定的な財源の確保に向けて、様々な方法を活用し、引き続き取り組みを進めます。</p>
10			<p>■平成29年度予算執行状況</p> <p>茅ヶ崎市として緑のまちづくり基金に対する積立金が毎年減っている。P.18にある他の取り組みは十分な財源が担保されるものではない。特に特別緑地保全地区の土地取得は、交付金が出るのは当たり前で活用することが誇れることではない。</p>	
11	19	重点2	<p>■成果・課題と評価</p> <p>「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取り扱いについて」は、なかなか方針が決まらない。基金の活用事例を見るとわかるように、以前の活用は、市街化地域の緑地を購入するためにだけ充てられていた。その頃は市街化調整区域の緑地には利用できないと市民に説明されていた。そのために、基金の処分についての決定過程や対象などをしっかりと「みどりのまちづくり基金条例」に記載してほしいとの要望を出していた。</p> <p>現在は、特別緑地保全地区の買い取りのためだけにしか、利用されておらず、処分の取り扱いの内容も市街地には利用されないとされている。</p> <p>今後、市街地のみどり、特に保存樹林地の保全にはどのような手立てをするのか、どこにも記載がない。財政担保システムの確立をするなら、もっと現実的な検討をしてほしい。</p>	<p>引き続き「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」について検討を進めます。</p> <p>また、財源確保のための新たな方策については、現在策定作業を行っている「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略(素案)」において、先進事例(横浜みどり税など)を参考に検討することを位置づけたいと考えております。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
12	18	重点2	緑のまちづくり基金の活用については 松浪緑地に活用した時、「土地緑地法」が根拠なので市街化だけにしか使えない、と言われた。清水谷が特緑になって、地権者に求められたら買い取りをしなければならないので、豊かな自然環境の保全のために使う、と説明され、市街地の緑の保全には活用できないように説明された。要綱のような職員だけのルールだから、市民には行政が都合の良いように使っているのしか見えない。この部分だけに限られたことではないが、行政に都合の良い部分だけ表記したものは正しく評価できない。	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の策定や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(平成21年策定)の改定に係る検討状況を踏まえ、良好な自然環境を有する緑地の保全に向けた活用を行っています。 「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」の活用に関するルール作りを進めます。
13	20	重点3, 4	②水源地の保全 「合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策」 これは、公園緑地課が担当ですか？清水谷に生放流されている下水は、下水道の管轄ではないですか？清水谷のゼフィルス丘に生放流されている下水は、流入対策はされず、今でも汚れ、ひどい臭いを出して流れ込んでいるのが現状で、何も改善されていない。	清水谷の環境保全としては、浸透ますの清掃を実施する他、当該浄化槽を使用している近隣住民の方に対して、清水谷地区の自然環境への配慮を依頼してまいります。
14	20	重点3, 4	清水谷の上の住宅の台所の汚水が清水谷の湿地に入り込む。改善要請しているが、相変わらず垂れ流し状態である。結果を明記して、評価はされるべき。	
15	21	重点3, 4	③清水谷周辺の自然環境の保全 本来は、清水谷を孤立させないための施策として、この部分が一番に考えてほしい重要な部分である。	御意見のとおり清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森の管理において、生物多様性確保へ配慮しながら保全を進めます。
16	21	重点3, 4	③清水谷周辺の自然環境の保全 「市民の森及びその周辺の維持管理」実施内容で、「市民の森再整備ワーキング」と協議していると記載があるが、担当課に聞くと、この協議内容には、自然環境の保全は含まれていない。市民の森も希少種等がある自然環境豊かな場所であり、その保全策も出してほしい。	清水谷周辺の自然環境の保全については、情報共有しながら、保全すべき場所へ配慮し、管理を進める対応を行っています。当該場所をマーキングすることで、可能な限り保護に努めてまいります。
17	21	重点3, 4	市民の森には 希少種があるが「市民の森再整備ワーキング」の団体に伝わっているのでしょうか。せっかく保全作業されているのに、その情報がないために、保全と見えない作業になることだけは避けたい。	

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
18	21	重点3, 4	<p>「■平成29年度予算執行状況」の部分に「※『清水谷』としての算出は困難なため、堤地区全体の数値で計算し、算出しています。」と書かれている。清水谷の予算は、現在清水谷の予算としての形がなく、公園緑地課が北部地区全体の保全管理費の予算として取っているものから、捻出しているものである。</p> <p>清水谷と同じように、28年3月に特別緑地保全地区に指定された赤羽根十三図は、すでに2年以上経ちますが、予算は景観みどり課のまま「赤羽根字十三図周辺保全費」として計上されている。</p> <p>清水谷の保全管理も、責任を持っている担当課は景観みどり課であり、保全管理に必要な予算も責任部署が持つべきである。それにもかかわらず、連携するから大丈夫と言い続け、未だに変更されない。現場で保全活動をしている市民は、実態に合わず、保全活動に必要な重荷を負わされて、苦慮しているのが現状である。</p>	<p>清水谷特別緑地保全地区の保全管理に関する予算としては、公園緑地課における北部地区緑地維持管理事業費として、清水谷内の危険木や倒木の処理、沈殿分離層の清掃のための委託料を計上しています。保全活動にあたっては、保全管理計画に基づき、市民団体と情報共有の場を持ちながら、景観みどり課と公園緑地課で、それぞれの役割を担いつつ協力して進めます。</p>
19	21	重点3, 4	<p>③清水谷周辺の自然環境の保全</p> <p>「土地利用に対する環境配慮への指導」実施内容最初に書いたように清水谷を孤立させないために、清水谷の周辺の土地利用は重要なものです。しかし、市民の森の北側の樹林も清水谷の南側の入り口樹林半分もなくなり、東側なども資材置き場のために大きなジュラルミンの壁が立ちはだかっている状況であり、年々清水谷の周辺樹林は薄くなっている。周辺の樹林を厚くする努力は水源のためにも必要なので、今後もっと事前の協議や周辺の買い取りなどを早めに打診していくなどの施策が必要である。</p>	<p>御意見のとおり清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田、樹林等の保全管理が必要と考えています。保全管理にあたっては土地所有者や近隣住民の協力が大切であると考えています。清水谷が自然環境上重要な地域であることを継続的に周知等を行っていきます。</p>
20	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 成果</p> <p>水源地である清水谷と書くならば、保全は推進されていない。</p>	<p>清水谷内の水源地の保全を含む自然環境の保全のために、浸透ますの設置及び清掃を行っています。同時に、当該浄化槽を使用している住民の方に対して、清水谷地区の環境への配慮を依頼していきます。</p>
21	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 成果</p> <p>市民の森についても、もう少し適切な管理を行うことで自然環境の保全を図ってほしい。</p>	<p>「市民の森」の管理につきましては、「市民の森再整備ワーキング」と連携しています。定期的に現地を確認し、希少植物に配慮しながら除草作業を実施することで適正な保全に努めてまいります。</p>
22	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 課題</p> <p>(仮称)小出第二小学校用地については、いい加減に結論を出すべきである。</p>	<p>市内において一定規模で未利用の公有地については、公共施設の再整備や懸案となっている本市の政策課題のための利活用を行うこととしています。当該地もその対象であり、今後小出暫定スポーツ広場としての利用状況や他の施設の存在を踏まえて、幅広く活用検討を進めていきます。</p>
23	21	重点3, 4	<p>清水谷は特緑になる前は地権者に20年間借地料を支払っていた。だから自然環境の保全につながったことはよかったと思うが、特緑になり、特緑のルールが上乗せになっている印象を受ける。これは総括すべき。5年毎の地権者との契約時に、見直しをはかってほしい。</p> <p>また周辺の住民の理解を得るということは、一方的な要求を呑むことではない。清水谷の景観や生物多様性の保全のために住民の理解が得られるようにしてほしい。</p>	<p>保全管理にあたっては土地所有者や近隣住民の協力が大切であると考えています。地権者との契約時には、保全への理解と協力を求めるとともに、清水谷が自然環境上重要な地域であることを継続的に周知啓発等してまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
24	22	重点5, 6	景観みどり課はようやくできた保全管理体制と活動の様子を周辺自治体の方にもお知らせして保全活動への参加を呼びかけていただきたいと思えます。(将来、コア地域全体の保全ができるように)	引き続き、地区の自然環境の重要性や保全管理活動の様子などの周知に努めてまいります。
25	22	重点5, 6	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>①水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立</p> <p>関係機関との情報共有 どうして保全管理に関するルール、システムの確立なのに、市民とは情報共有をしないのか、不思議である。この書き方で、庁内各課への情報提供、国との連携・情報共有をしているので、市民が入った意見交換の時は、市側は一切発言しないのに納得した。自治基本条例や環境基本条例、環境基本計画の推進に反する考え方と思う。</p>	<p>「関係機関との情報共有」内に、「市が占有している地域の保全管理等について、国と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市による意見交換会を行いました。」と記載しているように、市民との意見交換を行っております。</p> <p>相模川堤防整備の状況については、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所幹部から堤防整備状況の説明及び意見交換を地元流域住民代表に向け、年に1回行っているところです。</p> <p>また水防を目的とした相模川共同点検においても、京浜河川事務所から流域住民に対し、堤防整備の状況や水防のための注意する箇所についての説明や意見交換を行っております。</p>
26	22	重点5, 6	<p>■成果・課題と評価</p> <p>課題地域の方々との連携による管理体制を一步進めて検討してほしい。</p>	引き続き、市民や事業者と連携した維持管理を推進していきます。
27	22	重点5, 6	<p>平太夫新田</p> <p>生物多様性の向上をめざしてほしい</p> <p>この場所は生物多様性は高くないものの、生物の回廊としての機能を持っていることでコアマップ対象地区に選ばれました。築堤に伴って樹林の伐採があったため樹林に心を寄せる人が多いと思えますが、カヤネズミが生息するオギ原、ギンイチモンジセセリが生息するオギ・ヨシ原、鳴く虫の仲間が生息するオギ原を維持するなど、指標性の高い種がより生息しやすい環境になるような計画とその実現が求められます。当地では保全作業にかかわってないのですが、そういった計画が進捗するといいなあとと思います。</p> <p>またコアマップ対象地区を少し外れますが、堤防の土手はウマノスズクサが生育し、ジャコウアゲハが飛び交う場所です。調査地区の線引きの見直しを考えてもらいたいです。</p>	<p>今後も生物多様性の向上に向けて努力していきます。</p> <p>また、自然環境評価調査における調査範囲は、調査に併せて開催するミーティングにおいて、有識者や市民調査員などからのご意見を踏まえて設定したものです。線引きの見直しについては、次回調査でのミーティングにおいて、ご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。</p>
28	23	重点7	<p>赤羽根十三区</p> <p>当地の特殊性から、特定の作業団体はないものの、風通しの良い話しあいができ、生物多様性の保全に向けた生態系管理が実施できています。また特別緑地保全地区の面積を広げるなど、担当課の努力も評価できます。</p> <p>わたしは、市内外で保全作業をやっていますが、担当課が現地に来ない市もあります。積極的に作業を市民とともにやっている茅ヶ崎市の姿勢は、評価できます。現場を知ってこそその担当課です。</p>	引き続き生物多様性の保全に向けて努力していきます。
29	24	重点8	<p>何年もグラウンドの環境の悪化が記載されているが、手立てできていない。みどりの基本計画にある特別緑地保全地区の予定地から長谷は外したようだが、単につじつま合わせである。また特緑からはずした理由も明確になっていない。</p> <p>駒寄川の水源地の一つでもあり、希少種の移植もしているため、市民に向けて説明し、検討する必要がある。それを踏まえて評価する必要がある。</p>	土地利用の意向により、自然環境評価調査で高く評価された希少性が高い植物が生育するグラウンドの改変が計画されています。こうしたことから、特別緑地保全地区の候補地から除外する方向で検討を進めているものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
30			<p>この報告書で神奈川県「相模川水系小出川千ノ川河川整備計画」の洪水調整施設(遊水地)の整備と保全すべき区域のあり方の検討について、景観みどり課が3つのゾーンの整備・維持管理の方向性の案を作成したとの記載がありますが、どのような方向性が示されたのでしょうか。遊水地の予定地が決まる以前は、環境政策課や景観みどり課、農業水産課が「ちがさきエコワーク自然環境を考える会」/「行谷ツリフネソウ友の会」と一緒に細流付近の保安全管理を行なっていました。しかし今回の整備・維持管理の考え方の検討に当たっては、景観みどり課や環境政策課からは「行谷ツリフネソウ友の会」に何の連絡もありませんでした。本来このような遊水地周辺の3つの周辺ゾーン毎の整備案を作成するにあたっては、遊水地の建設に関係する行政部署(県、茅ヶ崎市環境部、都市部、広域事業政策課、建設部など)だけでなく、この地区で営農している市民や自然環境保全活動を行なっている市民団体に対して、早い段階から情報を提供し課題について十分な話し合いを行ないながら作成することが本来の市民参加行政の進め方と思います。今回、整備・維持管理の考え方の作成に当たって住民や市民団体に相談せずに進められた理由について回答願います。</p> <p>「行谷ツリフネソウ友の会」は遊水地建設計画スケジュールに合わせて遊水地予定地にある細流および周辺の動植物の救済のためにも、遊水地の構造と計画道路や相模川左岸用水東側地域の水田、湿地地帯および周辺樹林地などの保安全管理方法についてしっかりした検討が必要であると考えています。</p>	
31	25	重点9	<p>ゾーニングしたと書かれているが、現地で活動している団体には説明がない。その根拠も不明、スケジュールも不明。西側の公共施設(道路と遊水地)のゾーニングも同時に行っていないと、コア地域としての評価はできない。</p>	<p>行谷の保全すべき区域のあり方検討の初期において、地区で活動する市民団体「茅ヶ崎野外自然史博物館」及び「行谷ツリフネソウ友の会」に対するヒアリングを実施し、保全に対する御意見を頂きました。また、検討状況については、茅ヶ崎市自然環境評価調査リーダー・サブリーダーミーティングでも御報告させていただきました。</p> <p>今後も、事業の進捗状況に応じて、土地所有者などへの情報提供に努めてまいります。</p> <p>地区での具体的な保全作業については、特別緑地保全地区などの保全制度の適用と併せて検討してまいります。</p> <p>併せて、洪水調整施設事業者である神奈川県と市関係部局が、自然環境の保全について十分に協議できる場がつかれるよう調整に努めてまいります。</p>
32			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 保全すべき区域のあり方の検討各ゾーンの整備・維持管理の方向性等の案を作成したと書かれているが、行谷で活動している市民団体には詳しい説明がされていない。また、以前から特別緑地保全地区の保全、特にタケの整理をすべきと提案しているが、実施されない。茅ヶ崎市はこの地域での保安全管理を具体的に何も推進しなかったということである。</p>	
33			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 洪水調整施設の整備についての調整コア地域で多様な生物が生息している場所を茅ヶ崎市が遊水地として差し出したのであるから、今よりも自然環境が保全されるようなあり方を打ち出すべきである。にもかかわらず、県からの説明をそのまま、今後の危ぶまれる。特に今後地域住民との話し合いになれば、自然環境の保全はどこかに行きかねない。今から話し合いをしなければならぬはずが推進しないのでは、行谷の保全は無理である。</p>	
34			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 市民は、茅ヶ崎市の細流周辺の保安全管理を継続的に行っている。評価調査結果でも高い評価が出ているにもかかわらず、担当課はどうせ遊水地になるからと保全を行わないことは信じられない。</p>	

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
35	25	重点9	<p>行谷 重点施策 生物の……自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、……</p> <p>行谷には、「自然のままの細流」は存在しません。行谷は、谷戸とその西側に続く小出川の氾濫原の湿地が多様な生物を育てていることにこそ、価値があるのです。</p> <p>事実ではない文言を修正しないと、清水谷の評価結果同様誤った事柄が事実であるかのように独り歩きしてしまいます。</p> <p>私も会員である茅ヶ崎野外自然史博物館では、谷戸の湿地2000㎡を借地し、湿地性生物の生育・生息環境を保全しています。「関東水と緑のネットワーク拠点100選」に選ばれています。) 私たちは会費で借地しています。</p> <p>かつて、環境政策課や景観みどり課では、遊水地予定地の東側にある谷戸の湿地を行政で買うなり借りるなりする話がありました。しかし、現在は担当課等にその話をしても、上層部のイエスが取れないように、感じられます。県のお金で遊水地が造られるから市では何もなくてはいいいと思っているとしたら間違いです。私は、「地権者が盛り土にしようとするればだれも止められない、それを阻止するために遊水地誘致をしてほしい」と要望しましたが、遊水地が造られる際には環境が改変されるので、谷戸側の湿地を守っておく必要があります。「遊水地ができた時に、同一個体群が遊水地へ移動できるよう谷戸側の湿地を市で守ってほしい」と要望し続けてきました。大きな面積でなくてもいいので、私たちが守っているエリアだけでなく、行政による保全地区も確保してほしい。P19にも、基金活用事例に取得額が書かれていますが、市街地に比べると市街化調整区域は非常に安く買えます。せめて、借地をするなどしてほしいです。</p>	<p>行谷の自然環境については、洪水調整施設の整備時に保全への配慮を行うとともに、谷戸側の湿地や樹林の保全も重要であると考えております。現在、策定作業を行っている「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略(素案)」においては、谷戸側の湿地等については「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられたみどりの保全地区を活用するとともに、樹林地を特別緑地保全地区候補地として一体的に保全する方向性での検討を行っています。</p>

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
36	29	目標3	<p>■目標3の推進状況●市域の緑被率の推移 このままの状態ならば、「対策を充実させなかった場合」となって、確実に減少予測となるだろう。</p>	
37	29-30	目標3, 4	<p>目標3、4のいずれも現状のままでは目標達成が難しい状況となっています。</p> <p>緑被率を維持するためには、市街化調整区域の樹林や耕作放棄農地の開発による消失に歯止めをかけること、保存樹林や保存樹木、都市公園などを整備し保全していくことが大切と考えます。</p> <p>そのためには、テーマ2 施策の柱2.1 P.35、36に記載の「茅ヶ崎市みどりの保全に関する条例」の運用に当たって条例の目的をしっかりと認識して実効性があるように的確に運用することを心掛けてほしいと思います。市街化調整区域内樹林地での開発行為の抑制強化(罰則強化など)や重点施策14.15に記載の農業水産課の取り組み(援農ボランティア育成講座、有休農地の活用、人・農地プランによる農地保全有効活用、農業経営基盤強化促進法活用など)のような施策の推進は有効な手段だと思います。重点施策17のみどりの保全地区については具体的な場所を早く決めて保全活動が進められるようにすることも大切と思います。</p>	<p>茅ヶ崎市みどりの基本計画に位置づけられた施策をはじめとする様々な取り組みによりみどりの保全・再生・創出に取り組んでいますが、緑被率が低下しています。引き続き様々な手法を活用しながらみどりの保全・再生・創出を進めていきます。</p> <p>経営耕地面積の維持については、引き続き、営農者の支援を目的とした各施策を適切に運用し、農地を農地として保全できるよう努めてまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
38	30	目標4	<p>■目標4の推進状況●経営耕地面積の推移 今後生産緑地が解消されていくので、もっと急激に減少が進む可能性を危惧するが、今までと変わらない施策では、歯止めはかけられない。</p>	<p>生産緑地の保全という観点では、平成29年5月の生産緑地法の改正を受けて、指定面積の要件を500㎡から300㎡に緩和する条例を制定いたしました。これを踏まえ、新たに候補地に該当する都市農地の所有者へ指定に向けた生産緑地制度の啓発活動を実施しております。</p> <p>また、生産緑地の担い手不足を解消することを目的として「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成30年9月に施行されたことから、生産緑地を積極的に貸借し、保全できるよう、今後制度の周知を図ってまいります。</p> <p>生産緑地以外の農地の保全策としましては、営農意欲の高い農業者への農地集積等、農地を農地として保全できる方法を関係各課と改めて検討してまいります。</p>
39	31	重点13	<p>■平成29年度の取り組み ①斜面、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産を合わせた一体的な保全と創出 生垣の保全の助成はすでになくなってしまったけれど、30年度からは築造の助成もなし。記念樹配布もないとなると市街地はほとんど緑の保全に対する措置がない。</p>	<p>30年度は生け垣築造の助成を行っております。今後も市街地のみどりの保全、創出していけるよう、制度内容について検討を進めていきます。</p>
40	32	重点13	<p>■平成29年度の取り組み ①斜面、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産を合わせた一体的な保全と創出 市指定の天然記念物も次々と無くなっているがどのようにするのか、記載してほしい。</p>	<p>市指定の天然記念物である、「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」及び「腰掛神社の樹叢」については、文化財パトロールを定期的に実施し、状態の把握に努めるなど、適切に管理し保全に努めます。</p>
41	32	重点13	<p>■成果・課題と評価 屋敷林や社寺林が保全されるシステムは何もない。本当に「コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生」を考えるならば、場当たりの施策を羅列しているだけでなく、もっと違う考え方をすべきではないか。</p>	<p>コア地域をつなぐみどりには、様々なみどりがあることから、それぞれの立地特性などをふまえた保全・再生策を講じております。</p>
42	32	重点13	<p>第3回の自然環境評価調査において、コアをつなぐ場所として「大曲橋付近」と「市庁舎の跡地」がコンサルの科学的な根拠と専門家の意見によって、明記された。ここにも書くべきではないか。市民に公表すべきである。市庁舎跡地も大曲橋付近のかっぱどつくり公園関係各課にも周知し、コアをつなぐみどりの機能を持たせてほしい。そうしないとコンサルに支払った税金は無駄になる。</p>	<p>第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査(再調査)と併せて実施した生態系ネットワークのあり方検討において、「生態系ネットワーク形成にあたり重要な地点・地域」として「茅ヶ崎市中央公園周辺」及び「大曲橋周辺」を抽出しています。当該地点・地域については、改定作業を行っているみどりの基本計画に反映する方向で検討を行っております。また、他の計画等への反映等についても引き続き検討してまいります。なお、大曲橋周辺で予定している公園整備の担当課間でも情報共有を行っております。</p>
43	32	重点13	<p>成果として斜面林の保全とあるが、どこの斜面のことなのか、書いてほしい。赤羽根九図の斜面林が壊されたが、ハザードマップでは土砂災害警戒区域である。土砂災害の警戒地区でも樹林伐採の許可が下り、さらに危険性が高まっている。とても情報が共有されていると思えない。生垣や新築の家の記念樹配布が順調にすすみ、市街地の緑の景観や自然が守られていることは素晴らしいことと思うので、是非続けてください。</p>	<p>赤羽根九図等の斜面林は、生きものの生息・生育を確保するみどりであり、防災や自然景観としても重要と考えています。豊かなみどりを将来に向けて継承するために特別緑地保全地区指定の検討を進めていきます。斜面林とその保全に関しまして、関係各課との情報共有を図ってまいります。</p> <p>なお、表記の方法については、今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。</p>
44	33	重点14, 15	<p>生産緑地の解除について対応策を知りたい。水田は生物多様性の観点から重要な環境となっていることを踏まえて、水田保全の方法を景観みどり課と連携し考えてほしい。</p>	<p>生産緑地の解除に関しては、生産緑地法が改正された中で、農地を農地として保全するために適する対応策を検討しているところです。</p> <p>また、特に水田保全に関して、市内西久保地区では、地元自然保護団体の三翠会が中心となって、渡り鳥タゲリの越冬地となる水田を守る活動をしておりません。市としましては、行政間の連携のみならず、こうした地域の方々の活動にも視野を拡げながら、支援を行ってまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
45	34	重点14, 15	休耕田が増えている現状で、「案件がないため」という記述は理解ができない。	耕作放棄地解消ボランティア制度に関しては、農地の面積や荒廃具合によっても活動の限界がある中で、昨年度は地権者から当制度の利用に適する依頼がございました。また今後の制度運用に関しても、増加する耕作放棄地に対して効力に限界を感じていたところから、30年度以降の計画から削除させていただきます。 御指摘のとおり、昨今、高齢化による耕作能力の低下、後継者不足など、農業者の営農規模縮小による休耕田・耕作放棄地の増加している中で、農地を復旧させてもその農地を活用する営農者が足りていない現状でございます。 このような状況下で、現在、市としましては、農地を農地として保全するための営農者の支援・確保にまずは力を入れており、農地集積や新規就農者の確保等を行うことで、農地保全及び耕作放棄地の発生防止に努めています。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
46	35	目標5	■目標5の推進状況 条例が施行されればよいという目標ではない。条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全しなければならぬはず。でも、この条例では消失の危機にある自然環境を保全できないことは明白である。	条例に位置づけた様々な施策を着実に実施し、みどりの保全を推進していきます。
47	36	重点16, 17	■成果・課題と評価 今までと違って何が担保できるのか、市民が何をすべきか、市民自治の立場にたっていない条例ではなにも進まない。	条例に位置づけた制度や市民の責務などの周知に努めるとともに、条例に位置づけた様々な施策により、みどりの保全を推進していきます。
48	36	重点16, 17	保存樹林指定更新時の5年での、解除が目立ち、宅地開発される事例が多い。市街化調整地域のまとまりのある樹林は畑地、資材置き場となり環境が悪化している。新しい「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」で歯止めがかかっていない。様々規定を行ってBの評価のようであるが、どこまで機能しているかどうかで評価すべきではないか。	新たな規定に基づき、引き続き自然環境の保全に取り組みます。
49	37	重点18	自然環境庁内会議の設置要綱を改正し、専門委員を加えたとありますが、どのような専門委員(分野・有資格者等)でしょうか。専門性と広い視野を有する専門家をお願いしたいと思います。	公共工事に関する情報共有が的確に行えるよう公共工事の担当課を専門委員として加えました。
50	37	重点18	設置要綱を見直したことが重複して説明されているが、「学識経験者」「土地所有者」「事業者」「専門委員」の説明、区分が不十分である。 要綱の改正部分を明示して、どのようにしたかを詳細に説明する必要がある。	
51	37	重点18	何度会議が開催されても実質的に本質の議論がされていないと受け取れる。特に今回専門委員を加えて、公共工事に関する情報共有が的確にと言われているが、できていない、できないのはなぜか、検討すべき。 課題にある公共事業に関する環境配慮については、C-EMSをシステム通りに実施していれば済むことで、庁内会議にかけて実施しなければならないということが信じられない。また、その効果が何もないものかどうか、考えるべきである。特に切る必要がない樹木を伐採してしまうとか、緑の里親制度で保全されているハンゲショウを刈ってしまうとかいうことは、仕事の仕方の問題である。	公共工事については、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)の「環境に配慮した公共工事实施マニュアル」に基づく環境配慮を各工事主管課で推進しています。自然環境庁内会議については、効果的な運用方法を検討するとともに、各担当課の取組みについて、引き続き効果的な情報共有に努めます。 ハンゲショウの刈り取りは、委託業者への情報提供が十分でなかったことによるものです。今後はこういったことがないように、注意してまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
52	37	重点18	<p>仮「茅ヶ崎市歴史文化交流館」建設に伴い、駒寄川の河川改修を行っている。自然に配慮した公共事業になっているかどうか、どこが検討しているのか。庁内会議ではどのように話されているのかわからない。また交流館予定地にはレッドデータ掲載の動植物があるが、その保全策はどのようにするつもりなのか、明らかにしてほしい。</p>	<p>(仮称)歴史文化交流館及び駒寄川護岸整備については、設計に際し、自然環境や周辺環境にも配慮して、関係部局が協議、連絡調整を図りながら整備事業を進めております。</p> <p>駒寄川護岸整備は、上下流に合わせた流下能力を確保する必要があり、整備以前の環境を改変せざるを得ませんが、歴史文化交流館と一体的な広場空間を設け、良好な景観創出と水辺へのアプローチもできるよう、可能な範囲で多自然型護岸を採用しています。整備直後については、環境変化の影響が不可避免ですが、水際やカゴマットには当該地に適した植生が定着し、水生生物の生息、生育環境が創出されることも期待しています。</p> <p>(仮称)歴史文化交流館では、調整地は雨水流出抑制の役割の他、現在の湿地環境を保全し観察してもらうことを目的に設置を計画しています。平成29年度に行った事業地内で動植物の分布調査で市レッドデータリストに掲載されている、ハンゲショウ、ハッカ、アカバナの生息を確認しております。事業地の公有地化が完了し、建築工事に着工する際、対象種の種子採集による保存、標本採集による記録保存を行うことを検討しております。また、整備後の調整地に、ハンゲショウ等の種を移植できるような一時的に他所への移植等による保存を検討し対応する予定です。</p>

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
53	38	目標7, 8	<p>この施策は、長い間進展がありませんでしたが、新たに策定される「茅ヶ崎みどりの基本計画」(主管課景観みどり課)の中で策定されることになりました。景観みどり課は環境基本計画主管部署である環境政策課と連携し、ぜひ目標スケジュール通りに実効性のあるものを策定していただきたいと思っております。</p>	<p>計画の検討にあたっては、引き続き、関係部局間の連携を図るとともに、環境審議会への情報提供を行います。</p>
54	39	重点19, 20	<p>生物多様性地域戦略は、平成24年度までに策定すべきものだった。できるということでは素直に喜ばないし、それが実効性のあるものとして推進されるまでにどこまで環境を改悪したら気が済むのか、理解に苦しむ。</p>	<p>生物多様性地域戦略の策定については、環境基本計画策定時には平成24年度までに策定すべきものとしていましたが、計画の中間見直し時に平成32年度までに策定することとしました。現在、茅ヶ崎みどりの基本計画の見直しに併せて生物多様性地域戦略を統合する方向で検討を進めており、平成31年3月を目処に策定したいと考えております。</p>
55	39	重点19, 20	<p>生物多様性については、早急に保全の方針が決まり、ガイドラインもできるべきであったが、その前に自然環境評価調査が行われ、茅ヶ崎市のレッドデータも示された。</p> <p>P.14に記載がある清水谷のツリバナは、元木が枯れてしまったけれど、その周辺から実生で生えてきたものを育てて大きくしたものである。しかし、茅ヶ崎市の絶滅種と認定・記載されている。なぜ、絶滅種なのか、生物多様性の基本的な考え方はどこにあるのか、聞きたい。</p>	<p>第3回自然環境評価調査において、植物については自生している指標種を記録しており、清水谷において自生しているツリバナは記録されませんでした。また、同時に進めたレッドリスト種の検討につきましても自生種であるかを判断基準としたことから、絶滅した(10年間記録がないもの)としております。なお、清水谷には保全活動を行っていただいているなかで自生種から育成していただいた個体があります。今後は、「まっぶdeちがさき」を利用し、保全活動等において育成した植物等を識別する準備を進める予定です。</p>

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
56	45	重点23	<p>大型家具リサイクル品の展示室での展示をやめた後、リサイクル品の市民への情報提供手段として、リサイクル品リストや写真を掲載したパンフレットを作成してごみ通信などといっしょに情報を市民に公表しては如何でしょうか。</p>	<p>リサイクル品展示室の運営事業は、民間業者によるリユース事業の普及に伴い、一定の役割を終えたものとして、常設の展示室は平成30年3月をもって終了しました。なお、リサイクル品の市民への情報手段として、催事等でのリサイクル品出張展示を引き続き実施していくとともに、広報啓発手法も検討していきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
57	48	重点24	植木選定枝の資源化の事業手法の課題とはどんなことですか。植木選定枝は焼却時に灰分が残る点は問題ですが、バイオマスでカーボンニュートラルです。従来通り焼却して電気エネルギーや熱エネルギーを回収することでよいのではないのでしょうか。その際できれば発電機の更新のようにエネルギーの回収率をさらに上げられるような工夫も必要です。	事業手法等の課題としては、収集方法(ステーション方式・戸別収集方式)、収集体制(直営・委託)、市民の搬入先の確保、事業系剪定枝の取扱、経費等があり、剪定枝の資源化を実施するにあたっては、これらについて整理を行う必要があります。 ご指摘のとおり剪定枝についてはカーボンニュートラルではあるものの、本市では、平成45年度に最終処分場が使用期限を迎えることから、その後の灰の処理に掛かる経費の増大を考慮すると、剪定枝の資源化により灰の発生量を抑制することが必要であると考えています。

施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
58	49	目標11, 12, 13	このテーマは茅ヶ崎市の農業経営規模や農水産物の天候による収量変動による食材確保の難しさや給食献立の制約などの問題が多いなかで、目標11は目標店舗数が半分近くまで増加し、目標12は関係者の工夫努力により毎年目標が達成されていることは十分評価できると思います。	活動の成果が着実に表れていると理解しています。昨今、地場産農畜水産物のニーズが高まっている中で、庁内連携を行いながら、より多くの方々に地産地消への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
59	54	目標14, 15	目標14についてはほぼ予定通りのようですが、目標達成にはさらなる削減努力が必要と思われます。 目標15については省エネコンテストへの参加者が前年より減っている点が問題と思われます。進捗状況表については、年度によって参加者が異なることも考えられるので、省エネコンテスト参加者の電力削減割合の変化と日平均気温だけで相関性を判断するのは難しいと思います。市民へ提供する情報としては重点施策27に記載されている「省エネルギーを目的としたコンテスト」で入手できたデータだけでなく、「地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート」のデータも併せて紹介することやエコネット加入者(約300世帯)から削減への取り組みとその結果を提供してもらって掲載するのも一つの方法ではないでしょうか。	目標14について、御意見のとおり目標達成のため引き続き努力が必要であるため、市の温室効果ガス排出状況や、家庭・事業所で取り組める省エネの手法などについて、周知を行ってまいります。 目標15について、次年度以降の報告書では、アンケート結果やエコネットで投稿された削減の取り組み内容について掲載できるよう検討します。
60	59-60	重点28	最後の記載内容は、太陽光補助金受領者でクレジット事業対象となる方(279世帯)のうち29年度にクレジット事業に参加された方が140世帯で28年度に比べて14世帯増加したということでしょうか。 29年度で住宅用太陽光発電設備設置補助金が終了された後、太陽光発電設備の設置が減って太陽光発電クレジット事業の拡大は難しくなるのではないのでしょうか。クレジットの加入者を増やす方法として太陽光発電パネル付き住宅の建設販売事業者へ太陽光発電クレジット事業のPR用パンフレットを提供し、施主に対してクレジット事業の紹介と参加加入呼びかけを依頼することはどうでしょうか。	平成29年度までのクレジット事業の参加世帯は、28年度よりも14世帯増加し、140世帯となっています。その参加世帯には、今回参加案内を送付した事業対象となる279世帯は含まれていません。クレジット事業の拡大については、太陽光発電設備設置者への周知が課題と考えています。御意見のとおり太陽光発電設備を設置する事業者向けにクレジット事業をPRするパンフレットやチラシの作成を実施していきたいと考えています。
61	61	重点29	市役所内の事業活動におけるエネルギー消費量(二酸化炭素排出量)は環境事業センターなどで新技術等(LEDや新型発電機)の導入によりかなり削減されていますが、特に環境事業センターでの発電機の更新による発電量の増加対策は、売電量の増加にもつながり財政面の改善につながるので高く評価できます。	環境事業センターの発電機が更新されたことにより発電量が増加し、売電量(料)も増加しました。今後も効率的な運転を行いエネルギー消費量の削減に努めます。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
62	64	重点30	乗合交通の利便性について、アンケートやヒアリングなどが行われて改善が進んでいると思われていますが、予約型乗り合いバスの利用状況はどんな状況かと今後の見通しは如何でしょうか。	予約型乗合バスの利用者数につきましては、運行開始から毎年増加しており平成29年度は7,146人(平成28年度6,779人)となりました。 また、今後の見通しにつきましては、これまでの移動実態データの蓄積を活用しつつ、地域のみなさまの御意見を踏まえ、運行の見直しを図ってまいります。
63	65	重点31	徒歩自転車利用の促進において、スマホを見ながらの自転車運転はあまり見かけなくなりましたが、法定外路面標示のある車道で左側通行を守らない方を見かけます。ルールなどの指導・啓発をお願いします。	これまでも自転車利用者へ啓発活動を実施しておりますが、今後も茅ヶ崎警察署や地域の皆様と連携して啓発活動を継続し、交通安全対策の推進に努めてまいります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
64	67	目標17	目標17については計画通り進んでいると思われていますが、外部研修については広く知識や情報を共有するために、研修後に関係部署で情報交換を行なうことも必要と思います。例えば公益財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センターでの研修は景観みどり課職員にも必要と思います。	受講した研修の内容については、研修に参加した課にとどまらず、関係部署との共有を図っていきます。また、研修に関する情報についても積極的な情報共有を図ります。
65	68	目標17	茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量(市施設の事業活動、一般廃棄物処理)はどのようにして算出されたのでしょうか。電気、ガス、ガソリンなどの消費量実績や発電量(売電量)などからの算出値でしょうか。	茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量は、公共施設での燃料及び電気の使用に伴って排出される量と、公用車の走行に伴って排出される量、公共施設から出る一般廃棄物等の焼却に伴って排出される量を合算して算出しています。なお、詳細な算出方法については、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の巻末、資料編10～11ページに記載しております。
66	69	重点32, 33	C-MES関係では、「茅ヶ崎市エコオフィス賞」や「茅ヶ崎市エコ管理賞」などの表彰制度の採用は担当部署に省エネ活動へのインセンティブを与える点でよい考えと思います。ホームページだけでなく庁内機関紙C-MESレターにも実績データを入れて掲示版に掲載するとよいと思います。	「エコオフィス賞」や「エコ管理賞」は、C-EMSレターに掲載し全庁に発送しております。また、C-EMSレターは庁内のイントラネットウェブ上に掲載しているため、職員がいつでも閲覧可能な状態となっています。今後も引き続き、積極的な庁内での周知を続けていく予定です。
67	71	重点32, 33	C-EMS外部監査も研修もこれだけやっているのに効果がないのは、理解できない。具体的な内容が理解できていないのではないかと。	C-EMSについては、外部監査の中で法令遵守に関する指摘は一部みられたものの、全体としては概ね適切かつ効果的に運用されていると評価されたことから、研修等の効果がでているものと考えています。 しかしながら、指定管理者や委託業者に業務を発注する際に、C-EMSに基づいた環境配慮事項について適切な指示や打合せ等が行われていないケースも見受けられることから、今後の研修や外部監査では、その点について詳しく説明を行う予定です。

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
68	72	目標18	省エネ・地球温暖化に対する市民の意識調査を行ったことはよいことと思います。省エネや節電などの具体的な項目についても取り組んでいるか、取り組もうとしているかを聞くことにより市民が自分の問題として意識するようになることが大切だと思います。	参考としてお示した「家庭における省エネルギー・地球温暖化防止への取組み」は、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査集計結果」から抜粋したものです。実際の調査では、家電製品の使い方等、具体的な省エネ行動の状況についてもお聞きしています。アンケート結果の詳細は市ホームページで公表しています。
69	72	目標18	環境市民講座の参加人数が激減している。この数字とP74の成果の内容が一致していない。再考が必要。 香川公民館では環境に関する事業の掲載がないが、行っていないのでしょうか？	市民活動団体との協働により実施している環境フェア等については、多くの方に参加をいただいているところですが、環境に関する講座の充実については、今後の課題と認識しています。 また、香川公民館では、直接環境をテーマとした講座は開催しておりませんが、使わない浴衣や布を再利用してぞうりをつくる「手づくり布ぞうり」、農薬などを使わずに農業する「たんじゅん農法でまるごと農業体験」また、実際に水田で稲作をする「お米づくり」を開催しております。また、香川公民館利用者懇談会とともに香川公民館南側の雑木林の清掃も実施しました。
70	73-74	重点34	市民活動団体・事業者、市などの環境への取り組みに関する情報を広報紙、ホームページ、メール配信サービス、Facebookなど様々な情報ツールを使って発信されていることはよいことと思います。 この報告書を読んで私も改めてPCから市のホームページのトップページにアクセスして検索してみました。トップページの「くらし」/「環境」で検索してみましたが、情報サイトがたくさんあり、全貌をつかむのは結構大変でした。くらしの情報サイト(環境)には市出前授業の紹介と講座などの結果報告がありました。環境に関わる審議会などの会議開催予定や講座などの開催予定については市民参加カレンダーの審議会やイベント、市政情報から検索する必要があることがわかりました。 多くの市民が環境に関する情報に関心をもちアクセスしやすいようにするためには、市・県が定期的に提供する環境情報(審議会などの会議や講座、イベントなど)を取りまとめたリストを作り、現行の市ホームページの検索方法と併せて広報紙特集号や便利帳で一度紹介しては如何でしょうか。 また市民活動団体等で活動される人材の育成のためには、情報提供によって意識を啓発するだけでなく実際の活動に取り組んでもらえるような呼びかけとともにインセンティブを与えることが大切だと思います。	情報発信については、引き続き、SNS等、多様な手段を視野に入れながら、様々な方法で実施していきたいと考えます。 市ホームページの環境情報については、利用しやすいページ構成となるよう工夫していきます。今後も御意見を参考に、環境に関する情報に関心を持っていただけるよう、効果的な情報発信の方法を検討します。 環境活動の動機付けとして、インセンティブの付与は効果的だと考えております。現在実施している取り組みとしては、夏、冬に実施している省エネコンテストがあります。
71	75	重点35	市民の高齢化が進む中で、燃やせるごみの戸別収集やこれらの取り組み(特に資源回収推進地域補助金など)への支援がますます重要になってくると思います。今後も引き続き予算の確保と支援が継続されるよう要望します。	戸別収集については、ごみの減量や市民の利便性の向上に繋がる有効な施策であり、市民の皆様から多くの御要望を頂いている状況です。現在本市で戸別収集を実施した場合に必要な車両台数や経費について、実際に現地調査を行い積算している段階であり、調査を踏まえ、戸別収集の実施の可否について、平成31年度中に方向性を示す予定です。 また、御要望頂いた資源回収推進地域補助金についても、資源物の適正な分別・回収を推進する上で、市民の皆様の動機付けに繋がる有効な施策であると認識しているところです。
72	75	重点35	自主的に美化運動をしている団体と「緑の里親制度登録団体」と中身は同じでも担当課が異なると対応が違う。美化運動には予算がつき、緑の里親制度登録団体には予算がない。準絶滅危惧種である ハングショウを緑の里親制度を活用して、保全していたが、行政によって今年、すべて刈られた。これは予算措置がないからでしょうか？	「みどりの里親制度」は、ボランティア活動のため、予算措置はありません。ハンゲショウの刈り取りは、委託業者への情報提供が十分でなかったことによるものです。今後はこういったことがないよう、注意してまいります。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
73	77	目標19	<p>グローバル化の流れのなか、小学校の教科の増加などのため総合学習の時間が少なくなっている状況です。地球は人類はじめ多くの生きものの生存基盤であり、将来にわたってよい地球環境を持続させていくことは次世代に生きる人々にとって非常に重要な課題です。</p> <p>市、学校、環境活動団体との連携の下、出前授業などを通して子どもの頃からしっかりと自然の恵みや環境保全の大切さを身につけさせることが大切だと思います。これからも目標19に掲げた施策をしっかりと継続して推進してほしいと思います。</p>	<p>未来を担う子どもたちへの環境教育は、本人の環境意識向上だけでなく、その効果が各家庭、ひいては地域全体へ普及していくことが期待されることから非常に重要であると考えます。今後も引き続き、子ども向けの環境学習事業やスクールエコアクションの運用を通じて、子どもたちへの意識啓発を図ります。</p>
74	78	重点施策 36, 37	<p>駒寄川をフィールドにしている団体も7月に生きもの調査を行っている。データの共有を図りたい。環境保全課で調査を行ったのを進捗状況報告書を見て初めて知った。環境保全課とは水質のバックテストをいただいている関係でよく話をしたが、生きもの調査をしたことは、知らなかった。市民側が動かないと情報の共有が図れないと実感する。</p>	<p>進捗状況報告書のとおり、茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会(市内事業者約50社の団体)と共催で、水生生物の生息調査による河川水質調査(河川生物相調査)を行っております。調査実施にあたっては、小学生3年生から中学生3年生までの生徒を広報紙等により公募し、会員事業者と共に調査しています。</p> <p>また、平成25年までは小出川の大黒橋付近、平成26年からは駒寄川のせせらぎ公園付近を調査しています。</p> <p>本事業は茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で実施している事業であることから、データの共有及び調査結果の公表に関しては協議会と調整した上で対応させていただきたいと考えております。</p>

③その他（報告書の表現方法に関する意見など）

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
75	2	—	<p>■計画の策定経緯</p> <p>簡単に記載がされているが、この計画の策定にあたっての基本的な考え方の最も重要な部分は、「計画の確実な進行管理と実効性の確保を図り、目指すべき環境の将来像を実現する」ことです。この部分を入れてください。</p>	<p>次回報告書作成の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
76	2	—	<p>本基本計画2011年版の目標については、平成26年度の環境審議会において、計画策定から5年が経過する平成27年度において社会情勢や行政施策の変更など現状との整合性の点から見直し検討の必要性が提案され、平成27年度版から基本計画(2011年版)の次の重点施策目標値(重点施策14)や目標スケジュール(重点施策5、6、7、8)が変更されることになりました。このことは平成30年度版にも明記する必要があります。なお、P. 6の3. 目標と実績(総括表)についても、変更のあったことを追記することが望ましいと思います。</p>	
77	2	—	<p>1. 報告書の丁寧な記載(各論としては、2、5、6、7、8の目標及び重点施策の経緯追記) 本報告書は3ページの「環境基本計画の年間進行管理図」に示すように、市民と環境行政とを繋ぐ年2回のキャッチボールのうちの貴重な1回であり、進行管理上の基本条件(目標及び重点施策)を明確に周知した上で実施することが円滑な環境行政に向けた市民と行政との好循環を生む必須条件であると考えます。 この目標及び重点施策についてはこれまでに、社会情勢や市政方針の背景、審議会における修正意見等により、大幅な変更・修正を加えたものが少なくない。 これらの変更・修正内容は過去の報告書には明記されているものと考えますが、本報告書中においてもその経緯を丁寧な説明を付けた上で再周知することが必要であると考えます。 丁寧な説明としては、「変更・修正に至った背景、経緯」と「変更・修正に至った理由」をセットで明確に記載することが必須条件である。 本報告書の目標及び重点施策のように、単に「〇〇とします。」ではその変更経緯が不明のまま表面的な評価に止まり、本来の進行管理の役目を果たしていない。 特に大幅な変更・修正のあった2、5、6、7、8、15の目標及び重点施策については、その経緯を丁寧に追加説明する必要があると考えます。</p>	<p>目標等の変更履歴については、内容の簡略化を意図して今年度より省略しましたが、次年度報告書の作成にあたっては、御意見を踏まえて記載方法を再考します。</p>
78			<p>■目標及び重点施策について この計画の将来像を達成させるために、目標は施策ごとに目標年次である32年度より早く達成させ、それに基づいて施策を実施することが期待されています。しかし、途中で行政側の積極的な施策推進が行われず、目標年次をできる範囲に修正した経緯があります。この点に関し、知らない方もいるために、目標年次が変わったなどの記載が必要と思います。</p>	
79	3	—	<p>■計画の進行管理 年間の進行管理図が示されていますが、これは最初の図とは変更されています。本来は、「CHECK」の部分で市民のモニタリングが入っています。これは、策定の基本的な考え方の中の「4. 計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築」に寄ります。行政側だけからの計画の推進・検証ではない市民とともにという考え方が重要と考えます。計画の考え方をどうして変えたのか、説明をお願いいたします。</p>	<p>計画では、コア地域のモニタリングや家庭・事業者等におけるエネルギー消費量のモニタリング等を行い、市民・事業者がモニタリングを行った施策については、市民・事業者による検証を行うとしています。現時点では、モニタリングの検証までを市民・事業者が行うまでに至っていません。進捗状況報告書に掲載する進行管理図としては、現状に即したかたちでお示しした方が分かりやすいと判断し、計画で示しているイメージ図に変更を加えています。 御指摘の部分に関しては、進行管理上の課題であることは認識しており、市民によるモニタリングと検証結果の活用については今後検討します。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
80	8-9	—	今年度の審議会の評価の参考に、前年度評価欄に担当課の評価だけでなく審議会の評価も併記した方がよいと思います。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
81	12	目標2	■目標2の進捗状況 平太夫新田保全管理計画あり→あり(市占用地内のみ)に修正必要。保全管理計画は市占用地内のみで策定されています。	報告書には「あり(市占用地内)」と記載しています。
82			平太夫新田 保全管理計画の「あり」は市の占有地区内だけ。補足が必要。	
83	13	目標2	柳谷保全管理計画あり(神奈川県)→あり(神奈川県が策定した公園のみ)と修正へ。 柳島保全管理計画あり(柳島キャンプ場内)→あり(柳島キャンプ場のみ)	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
84	14	—	清水谷(重点施策3、4)「ツリバナ」の写真が記載されている。清水谷ではツリバナはあると思っているが、景観みどり課が策定した評価調査結果では、ツリバナは絶滅種に入れられている。良いのか？	第3回自然環境評価調査において、植物については自生している指標種を記録しており、清水谷において自生しているツリバナは記録されませんでした。また、同時に進めたレッドリスト種の検討につきましても自生種であるかを判断基準としたことから、絶滅した(10年間記録がないもの)としております。 なお、清水谷には保全活動を行っていただいているなかで自生種から育成していただいた個体があることから、写真を掲載したものです。
85	14	—	平太夫新田(重点施策5、6)「畑や草地が他市町にまで広がる相模川河川敷の地域です。草地等は生き物の広域的な移動空間として重要な役割を……」と記載があります。この中で、「他市町にまで広がる」とはどう意味があるのか。平太夫新田は他市町の区域は入っていないはず。また、「草地等」には樹林も入っているのかと思うが、広域的な移動空間としては樹林のほうが大であり、「草地・樹林等」にしてほしい。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
86	15	—	行谷だけ現状が書かれていないのはどうしてか？	行谷についても他の地域と同様に、説明文を記載しているところですが、内容を精査し、より現状を分かりやすく示す表現とします。
87	15	—	行谷に「茅ヶ崎市景観計画における重要景観地点」がありますが、景観重要ポイントのことですか？また重要景観地点なのに、稜線が破壊されたままになっている(斜面が宅地開発されている)ので、この計画で景観が守られていると感じられない。それでも明記する必要があるのか。 柳谷が重要景観公共施設になりました。重要景観地点よりもこちらを書くべきだと思います。	「重要景観地点」は「景観ポイント」の誤りでした。行谷及び柳谷の説明文に関する御意見については、次回報告書作成の参考にさせていただきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
88	14-15	—	<p>コア地域の説明の中の表現で修正した方がよいと思われるものがあります。</p> <p>例) 平太夫新田・・・相模川左岸の河川敷地域には水害防備保安林の樹林と畑や草地があり、樹林や草地は多くの生きものの棲みかとなり、鳥類の広域的移動空間としても重要な役割を果たしています。国は堤防増強工事にあたって、河川敷の自然環境をできるだけ保全するため築堤工事で失われる水害防備保安林の樹木の一部を国有地に移植しました。茅ヶ崎市は自然環境保全のために国有地の一部を占用し、コア地域の自然環境保全活動をしている市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」の協力のもとに平成30年2月に占用地の自然環境保全管理の考え方(保全管理計画)を作成し、同市民団体とともに占用地の外来植物の除去などの保全作業を行なっています。</p> <p>行谷(1行目)・・・地区全域が谷戸地形となっており、小出川沿いの水田や樹林などによって豊かな湿地環境が形成されています。・・・</p>	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
89	17	重点1	<p>■成果・課題と評価 課題の中で、「～、洪水調整施設候補地となっている行谷」と書かれているが、候補地ではなくすでに予定地として決定しているの、「～、洪水調整施設が予定されている行谷」にしてほしい。</p>	今後、表現については、御指摘のとおり予定地とさせていただきます。
90	16-17	重点1	「②保全活動の実施及び支援」の第1項の活動地区に平太夫新田(平成30年2月～)を追記してください。	次回報告書より平太夫新田を追記します。
91	17	重点1	平成29年度の予算執行に清水谷がないが何故でしょうか。	清水谷の維持管理(清水谷負担金等・清掃業務委託費等)に関する予算執行状況は、重点施策3・4のページに記載がありますが、重点施策1にも記載すべき項目ですので、次回報告書より追記します。
92	18	重点2	概要の図の表示が紛らわしい。まちづくり基金の内容は緑地の取得、緑地の維持、緑地の管理の3点と推察しますが、囲いの形を□から○にしては如何ですか。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
93	20	重点3, 4	<p>■平成29年度の取り組み ①清水谷の保全 「市民活動団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理」 実施内容の書き方を役割が市民に分かるように修正してほしい。行政は何をしているのか。会はどのようなことをしているのか。一緒にやることは何か。整理して記載しないと行政がかかわったことだけで多様な清水谷の保全管理ができていないように感じる。</p>	実施内容については、市、市民活動団体それぞれが実施したこと、また、協力して実施したことが分かるよう、記載方法を工夫します。
94	20	重点3, 4	市民の森のり面の希少種にマーキングしたのは「清水谷を愛する会」である。しかしそれが伝わらず希少種も刈られてしまっているのが現状である。	市民の森法面の除草につきましては、市民活動団体から頂いた情報を蓄積し、希少植物のマーキング作業を「清水谷を愛する会」の協力で行っています。除草作業の実施にあたっては希少種が刈られてしまわないよう事業者への指導を行います。
95	20	重点3, 4	<p>「市民の森の法面の管理」 これは、清水谷の保全ではない。③の清水谷周辺の自然環境の保全に入れるべきである。中に書いてあることは、行政だけがしたわけではなく、毎年清水谷を愛する会が協力してマーキングをして希少種を残している。</p>	「市民の森の法面の管理」については、次回報告書より「清水谷周辺の自然環境の保全」として掲載します。内容については、市民活動団体の御協力により実施したことが分かるよう、記載方法を工夫します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
96	22	重点5, 6	<p>この報告書には景観みどり課が平太夫新田の保全作業を行なっている環境市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と協議をしながら「相模川河川敷内市占用地の保全管理の考え方」を策定し、保全管理ルール・システム作りが進んだことだけが記述されていますが、下線の現場の保全管理の体制と状況は記述がありません。</p> <p><u>河畔林の保全管理作業は「相模川の河畔林を育てる会」が景観みどり課との連携のもとに保全管理作業が進めており、外来植物などの除去や伐採作業には茅ヶ崎市工場緑化推進協議会会員と近隣事業者「オーテックジャパン㈱」の社員の参加や公園緑地課の協力もあって比較的広範囲にわたって外来植物やクズなどのつる性植物の伐採除去が行われており、市占用地の環境保全については体制が整いつつあります。記載願います。</u></p>	平成30年度版の進捗状況報告書の本編は、基本的には市が実施した事業の実施内容を記載する体裁としておりました。今後は、市民・市民団体・事業者の取り組みについても、掲載するよう検討します。
97		<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②地域との連携による管理体制の確立</p> <p>事業者(㈱オーテックジャパン)が、地域貢献の一環として、市民団体(相模川の河畔林を育てる会)の支援を受けて保全作業を定期的に行なうこととなった。これも地域の連携ではないか。</p>		
98	25	重点9	<p>このページに「公共施設(道路等)」が何回も出てくるが、公共施設は道路だけではなく、道路計画は変更される可能性もあり、しっかりと「遊水地」と書いてほしい。</p>	当該地では道路や洪水調整施設の整備が予定されています。洪水調整施設事業者である神奈川と調整し、今後表現方法について検討してまいります。
99	40	目標9, 10	<p>目標値の達成年度が分かりにくい、グラフを見ると達成年度は平成32年度ですので、平成32年度目標値と明記してください。また、目標数値がグラフの数値と違っていますので修正してください。また、数値が変更された理由も明記してください。</p>	<p>目標9の注釈で「目標値を574gから613gに変更します。」としていましたが、「目標値を574gから614gに変更します。」の誤りでした。市ホームページ掲載資料を修正版に差し替えます。</p> <p>本報告書は平成29年度の取組状況の報告書ですので、平成29年度時点の目標年度と目標値を、「平成32年度(2020年度)までに574g」と記載しています。グラフ等の記載については、今後も分かりやすい表現に努めます。</p> <p>目標値の変更理由といたしましては、当初平成28年度から実施を予定していた剪定枝の資源化を見送ったこと、近年のごみ排出量の傾向や今後の人口推計を踏まえ、数値の下方修正を行ったもので、平成30年3月の茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の改訂に合わせ、変更を行っております。</p>
100	72	目標18	<p>目標18の進捗状況の表では、講座や体験プロジェクトについて、参加延べ人数だけが記載されていますが、開催イベントと毎回の参加者数が参考資料のP.82～86に記載されていることをP72に付記するとよいと思います。イベントと参加者の関係がわかり、今後の企画の参考になると思います。</p> <p>省エネ・地球温暖化に対する市民の意識調査を行なったことはよいことと思います。省エネや節電などの具体的な項目についても取り組んでいるか、取り組もうとしているかを聞くことにより市民が自分の問題として意識できるようになることが大切だと思います。</p>	御意見を踏まえ、来年度の報告書から、目標18の進捗状況として掲載している「環境に関する主な事業への参加者数」の表に、関連する参考資料のページを付記します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
101	77	目標19	<p>スクールエコアクションの報告から数えている環境学習は、重点施策36地域と連携した環境教育となる各市民団体による総合学習への支援があるが、記載がないので、実施されていないように思われる。</p> <p>特にP.79の課題に、事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供については実現に至っておらず課題となっていると記載ある。しかし、各学校は、総合学習などで毎年継続して各市民団体とプログラムを組んでいるので、その内容も分かるように記載すべきである。</p>	<p>目標19の進捗状況として示している「地域資源を活用した環境学習の回数」は、「地域の関係団体等の協力のもとに行われた取組み」も含んだ回数です。各団体から報告をいただいている「学校などの環境学習の支援」の状況については、資料2として掲載している「市民活動団体や事業者等の活動状況」において確認することができますが、より分かりやすい記載方法を検討します。</p>
102	-	-	<p>この計画では、「第5章計画の確実な推進のために」という部分が一番重要だ。なぜならば、この計画に参加し、推進していく体制が今までにない形を提案しているからである。</p> <p>環境基本計画(2011年版)P.90で、「環境審議会、環境調整会議、各担当課、環境市民会議「ちがさきエコワーク」がそれぞれの役割を担って推進してきたが、今回は温暖化対策推進協議会やみどり審議会などを加え、相互の連携を強化して、計画の推進と進行管理を行う。そしてさらに、順次設置されるコア地域ごとの活動組織など、計画の推進に当たり必要に応じて設置される活動組織等についても体制に組み込み、市民、事業者、市の協働により、目指す将来像の実現に向けて取り組む」としている。</p> <p>しかし、環境基本計画に位置づけがあり、市民側でこの計画を推進するために不可欠な役割を担っていた環境市民会議「ちがさきエコワーク」を行政の都合で解散させたことにより、推進体制が不十分なものとなっている。</p> <p>本来ならば、コア地域の活動組織等と行政とエコワークが相互に協力することにより、より一層の市民の協力体制が推進できたのではないかと考えられる。</p> <p>では、その代わりに行政は自分たちで何をするのか、前年度の答申でもその課題が指摘されているのに、何も改善されないのでは、情けないといか言いようがない。</p> <p>それとも単なる評価をしたらそれでよいと考えており、計画の本当の目的や考え方は見過ごせばよいということなのか、回答が欲しい。</p> <p>最初の部分も同じであり、本当の意味でのこの環境基本計画の目的や考え方を認識せずに仕事をしていると思えない。この環境基本計画(2011年版)が持つ意味は、地方分権の時代の市民自治への新しい挑戦だった。今後の環境基本計画の改定時にこれが改悪されないことを祈るのみである。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)第5章では「計画の確実な推進のために」として、計画を確実に進め、実効性を確保するための主体間の連携、庁内における推進体制の整備、進行管理の仕組み、財源確保の方策等を示しています。ここで挙げた取り組みについては、実現できているもの、できていないものがありますが、各主体の関係性を構築しながら、市民・事業者・市との協働により、目指すべき環境の将来像の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。平成30年度は、環境に関する団体への新たな支援制度の整備も進めているところです。</p> <p>茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像の実現は、行政のみでは成し得ることはできないと認識しております。今後の環境基本計画の改定にあたっては、そうした視点をもって、市民・事業者・市が、それぞれの力を十分に発揮し、将来に向けて前向きな取り組みが展開されるよう、検討していきたいと考えております。</p>